



成東町鳴戸東遺跡第2次発掘調査報告書

平成11年5月

財団法人 千葉県文化財センター

なるとうしまとひがし
成東町鳴戸東遺跡第2次発掘調査報告書



序 文

わが国において、初めて法治国家体制が確立されたのは大宝元年（701）に制定された大宝律令以降と考えられており、この時期に藤原京や平城京などの国家の中枢機能を果たす都が造営され、律令体制と呼ばれる中央集権的国家体制が確立されました。また一方、地方においても行政組織が整備され、国・郡・里と呼ばれる、現在の県と市町村のような行政単位が整備されました。

このような律令体制のもとで、千葉県には上総・下総・安房の3国が置かれ、その下に23の郡が配置され、それぞれの役所として、国には国府が、郡には郡衙が設置されました。現在、県内では明確な国府は確認されておらず、郡衙も下総国相馬郡衙にあたる我孫子市日秀西遺跡や下総国埴生郡衙にあたる栄町大畑I遺跡などがわずかにわかって いるだけで、県内の官衙遺跡の実態は不明のままであります。

そこで千葉県教育委員会では、県内の官衙遺跡の状況を解明することを目的に、平成7年度から国庫補助を得て、官衙関連遺跡確認調査を実施しております。平成7・8年度は上総国海上郡衙推定地である市原市西野遺跡、平成9年度は上総国武射郡衙推定地である成東町鳴戸東遺跡の発掘調査を実施し、いずれも大きな成果を得ることができました。

4年度目にあたる本年度は、前年度に引き続き、成東町鳴戸東遺跡の調査を、財団法人千葉県文化財センターに委託して実施しました。

その結果、従来の成果及び整然と配置された大規模な掘立柱建物跡群の存在が明らかとなり、郡寺である真行寺廃寺跡との位置関係からも、本遺跡が武射郡衙跡であるとの確信を深めるに至りました。

このたび、その調査結果がまとまり、刊行の運びとなりました。本書が学術資料として、また文化財保護と活用のための基本資料として広く活用されることを期待します。

最後になりましたが、文化庁をはじめ、成東町教育委員会、土地所有者の方々など、関係者の皆様には多大な御協力をいただきました。心から感謝いたします。

平成11年3月

千葉県教育庁生涯学習部
文化課長 中村 哲

凡　例

- 1 本書は、成東町島戸406-1 ほかに所在する嶋戸東遺跡（遺跡コード404-006）の第2次発掘調査報告書である。
- 2 本事業は、千葉県教育委員会が国庫補助を受けて行っている官衙関連遺跡詳細分布調査の第4年次に当たり、調査は財団法人千葉県文化財センターに委託して実施した。
- 3 発掘調査及び整理作業は、調査部長 沼澤 豊、東部調査事務所長 三浦和信の指導のもと、研究員 小林信一が下記の期間に実施した。
- 4 発掘調査 平成10年10月1日～平成10年10月30日
整理作業 平成10年11月2日～平成10年12月28日
- 5 本書の執筆は、研究員 小林信一が行った。
- 6 調査の実施に当たっては、成東町教育委員会、(財)山武都市文化財センター、土地所有者 井野 明・金親 満・鈴木治美・山辺 進の各氏を初めとする地元の皆様、岡田茂弘・田所 真・津野 仁・松田 礼子・松本太郎・宮内勝巳・山口直人・吉田恵二の各氏から多大の御協力をいただいた。記して感謝の意を表する次第である。
- 7 本書で使用した地形図は、下記のとおりである。
第1図 国土地理院発行 1/50,000地形図「東金」(N 1-54-19-11) 平成元年修正
第2図 成東町役場発行 1/2,500成東町平面図2 (IX-L F33-3) 平成5年修正
成東町役場発行 1/2,500成東町平面図6 (IX-L F43-1) 平成5年修正
- 8 本書で使用した遺構の略号は、下記のとおりである。
溝跡 (S D) 壁穴住跡 (S I) 栅列跡 (S A) 建物跡 (S B) 性格不明な遺構 (S X)
なお、遺物の実測図・図版に記載したT記号については、トレンチの略号である。
- 9 本書で使用した間尺の尺度記載については、天平尺（1尺=297mm）を基本としたが、数値としては、1尺=0.3mとして概算値を記入した。
- 10 本書の掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を標記した。
- 11 鉄滓の磁着度測定については、工業用磁石（標準磁石）を用いた。また、メタル度については特殊金属探知器を使用し、「鉄塊系遺物」などの中に遺存する金属の量を測定した。錆化（△）→H（○）→M（◎）→L（●）→特L（☆）の順に対象金属が大きいことを示している。
- 12 本書で使用しているスクリーントーンは、以下のとおりである。

 赤色塗彩  漆仕上げ

 転用覗き面  カマド・炉

本文目次

Iはじめに	1
1 遺跡の位置と環境	1
2 これまでの調査の概要	2
II 調査の概要	4
1 調査区の設定	4
2 調査の経過	4
III 遺構と遺物	8
第9トレンチ	8
第10トレンチ	12
第11トレンチ	14
第12・15トレンチ	16
第13トレンチ	18
第14トレンチ	18
IV まとめ	22
1 検出遺構・遺物	22
2 第14トレンチ周辺域建物群の配置	23
3 遺跡の性格と範囲について	25
4 結語	26
報告書抄録	卷末

挿図目次

第1図 遺跡分布図	1	第8図 第11トレンチ遺構・遺物実測図	15
第2図 調査トレンチ配置図	5	第9図 第12・15トレンチ遺構・遺物実測図	17
第3図 遺構配置図	7	第10図 第13トレンチ遺構・遺物実測図	17
第4図 第9トレンチ遺構・遺物実測図	9	第11図 第14トレンチ遺構実測図	19
第5図 S I 21遺物実測図	10	第12図 S B 8 Pit. 6 遺構図・S D 5 遺物実測図	20
第6図 第9トレンチ遺物実測図	11	第13図 S B 8・9、B-1・B-2配置想定図	24
第7図 第10トレンチ遺構・遺物実測図	13		

表目次

第1表 挖立柱建物跡一覧表.....25

図版目次

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 図版1 第9トレンチ（南から） | S B10（北から） |
| 第9トレンチ遺物出土状況（南東から） | S X 4（南東から） |
| 第10トレンチ（東から） | 図版4 第14トレンチ S B 8・S D12（北西から） |
| S I 12・13（南東から） | S B 8 Pit. 3・4・6・7（南東から） |
| 第10トレンチ柱掘形群（南西から） | S B 8 Pit. 1（北から） |
| 第10トレンチPit.10（西から） | S B 8 Pit. 5（南東から） |
| 第12トレンチ（南東から） | S B 8 Pit. 12（北西から） |
| 第12トレンチ断面（西から） | S B 8 Pit. 6（南から） |
| 第15トレンチ S D 1（南東から） | S B 8 Pit. 6 断面（南東から） |
| 図版2 第11トレンチ（南から） | 図版5 S B 9、S D 4～6・13（西南から） |
| S D14（南から） | S B 9 Pit. 1（西南から） |
| S D14断面（西から） | S B 9 Pit. 2、S D 5（北西から） |
| S B12（北から） | S B 9 Pit. 4（南西から） |
| S X 1・2（北から） | S B 9 Pit. 3（北西から） |
| S X 1（東から） | S B 9 Pit. 5（西から） |
| S X 2（東から） | S D12（南東から） |
| 図版3 第13トレンチ（東から） | 図版6 出土土器 |
| S B10・11、S I 19（北西から） | 図版7 出土土器・瓦・鉄製品・鉄滓 |

I はじめに

1 遺跡の位置と環境

鶴戸東遺跡の所在する成東町は、千葉県の中央部東側に位置し、東部は九十九里海岸にまで伸びる。成東町周辺の台地は、成東川、境川、木戸川、栗山川などの太平洋に流入する河川によって区切られており、本遺跡の所在する台地は、木戸川と境川によって挟まれ、境川に面する地域に位置する。

本地域は真行寺古墳群をはじめとして、麻生新田古墳群・板附古墳群¹⁾・胡摩手台古墳群²⁾等、数多くの古墳が分布しており、注目される地域である。

本遺跡は、真行寺庵寺跡の北西、250mの距離に位置する。真行寺庵寺跡³⁾は、「武射寺」の墨書き土器が出土したことから郡寺と考えられている寺院である。郡名寺院の近隣に郡衙が存在する確率は高く、本地域一帯は武射郡の中心域である可能性が高いと考えられていた。周辺の奈良・平安時代の遺跡（第1図）には真行寺庵寺跡のほかに、小川庵寺跡・湯坂庵寺跡・比良台遺跡⁴⁾・栗焼棒遺跡⁵⁾・真行寺遺跡⁶⁾を挙げることができる。

付近の標高は49m前後である。本遺跡一帯は畠地・山林が主体で一部が宅地となっている。



本遺跡の所在する台地よりも南側は、千葉県の土地分類基本調査⁷⁾を見ると砂州間低地や砂州（砂堆）が広がっていることが分かる。この付近の台地沿い砂州間低地には、早船・水深などの地名が見られ、この付近が一部水没していた可能性が考えられる。また、本遺跡から南側約2kmの距離には津辺という地名が存在する。この地区的近くには作田川と境川の合流点があり、古くからの水運の要所であった可能性も考えられる。おそらく古代においては、これらの河川及び砂州間低地の中の水没した部分を利用した水運が発達していたのではなかろうか。

このような点から考えるならば、鷲戸東遺跡の所在する区域は郡衙としての重要な機能の一つである「物資を集積」するための絶好の条件を備えている。すなわち、作田川・境川・木戸川をはじめとする方々から船で物資を津辺の近辺まで運び、それを台地上の武射郡衙まで運び入れていた可能性を考えることができる。

2 これまでの調査の概要

本遺跡では、平成3年に宅地造成に伴い、(財)山武都市文化財センターによって600m²の本調査⁸⁾が行われ、掘立柱建物跡2棟と溝3条が検出された。掘立柱建物跡は大型であり、B-1は直径1m前後、深さ1m～1.4mの柱穴が調査区内で4間分検出され、主要な建物跡を囲んでいた回廊の一部と考えられている。B-2は主要な建物の一部とされ、検出部分から想定される規模は、桁行6間、梁行4間ないし5間の建物跡と考えられている。柱穴は、直径が1m～1.3mで、深さは1m～1.4mである。

平成9年度に当センターが千葉県教育委員会の委託を受けて行った調査⁹⁾(第1トレンチ～第8トレンチ)では、奈良・平安時代の掘立柱建物跡7棟(SB1～5・8・9)、基壇2基(SB6・7)、柵列跡2列(SA1・2)、溝10条(SD1～8・10・11)、足場ピット及び柱掘形多数を検出した。ほかに弥生時代後期の竪穴住居跡1軒(SI1)、古墳時代後期の竪穴住居跡9軒(SI2～7・9～11)と溝1条(SD9)を検出した。

掘立柱建物跡群の中でいくつかの核となる区域の存在が見られた。第4トレンチの南半部及び第7トレンチには、多くの大型建物跡が集中し、同トレンチからは東西棟の建物跡で3間×5間の掘立柱建物跡(SB1)を検出した。この掘立柱建物跡は、ほぼ同一の場所で2回の建替えがなされたと考えられる。東西の柱間は3.6m(12尺)であり、18mの規模を有し、南北は時期により長さが変わり、2.7m(9尺)と2.4m(8尺)の柱間で、8.1m又は7.2mになるものと考えられる。なお、このSB1は、一時期には礎石建物であった可能性も考えられる。

このほかに溝を有する柵列跡1基、規模は不明であるが掘立柱建物跡と考えられる遺構3棟を検出した。調査区中央区域に東西方向にトレンチ調査を行った第5トレンチについても、掘立柱建物跡の重複が認められ、大型建物跡が点在することが分かった。トレンチよりも西及び南側についてはどの程度遺構が伸びるか不明である。ただし、北方については、第1トレンチ内から大型の柱掘形を1基検出したのみであり、掘立柱建物跡の広がりは認められなかった。第3トレンチでは、トレンチ東部から遺構を集中して検出した。北側については、(財)山武都市文化財センターの調査で掘立柱建物跡が検出されており、東側・南側部についてはさらに遺構が伸びることが予想された。

第2トレンチでは、掘立柱建物跡の柱掘形と重複して掘込地業を有する基壇跡2基を検出しており、周囲に同様な基壇跡が存在する可能性が高い。

これまでの調査で、都衙関連の遺跡の広がりについては（第2・3図）、南北の距離は、北は第1トレーニングチ南部のSD11から、南は第4トレーニングチの南端部よりさらに南方まで伸び、直線距離は100mを越えている。東西の距離は、第5トレーニングチの西端から第2トレーニングチb区まで185mを測り、さらにY字路の断面に見られる未調査の掘込地業遺構（スクリーントーン部）まで含めると350mを越す規模となる。1町×3.5町以上の規模に達することが明らかとなった。また、遺跡の南と東・西側については確認トレーニングチよりも遺跡がさらに広がることが予想された。

前年度の調査では、掘立柱建物跡は真北に近い軸を有する一群と、20度前後西に振れる一群と、34度前後西に振れる一群を検出した。この軸の振れは時期差によるものと考えられる。現在までのところ、真北を向く一群の方が最も古い可能性が考えられる。

掘立柱建物跡群の出現時期については、堅穴住居跡の最も新しい遺構が7世紀後半であり、掘立柱建物跡はそれ以降のものであると言うことはできるが、奈良時代の所産の遺物群がほとんど検出されず、具体的な年代は不明である。ただし、建物の柱掘形の規模等が画一的であり、しっかりとしたものである点や、同一区域で4回の建替えがあることから、奈良時代でも早い段階のものと考えられる。

出土した遺物については、奈良・平安時代の遺物は極端に少ないが、特徴的なものとして墨書き土器と転用鏡及び鉄鋤の存在が挙げられる。墨書きには「吉」・「家」の文字が見られる。

注

- 1 千葉県教育委員会 1998 「千葉県埋蔵文化財分布地図（2）－香取・海上・匝瑳・山武地区（改訂版）」
- 2 萩原恭一 1995 「山武町胡摩手台16号墳発掘調査報告書」 千葉県教育委員会
- 3 沼澤 豊 1982 「成東町真行寺廃寺跡確認調査報告」 千葉県教育委員会・財団法人 千葉県文化財センター
-
- 4 沼澤 豊ほか 1983 「成東町真行寺廃寺跡研究調査概報」 財団法人 千葉県文化財センター
- 5 天野 努・今泉 漢ほか 1984 「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告」 財団法人 千葉県文化財センター
- 6 谷川章雄ほか 1985 「成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告－鍛冶工房址の調査－」 成東町教育委員会
- 7 山口直人 1992 「比良台遺跡」「比良台遺跡群 比良台・八坂台・真赤土遺跡」 財団法人 山武都市文化財センター
- 8 加藤修司 1998 「千葉東金道路（二期）埋蔵文化財調査報告書1－山武町栗焼棒遺跡－」 財団法人 千葉県文化財センター
- 9 財団法人 山武都市文化財センター 1997 「真行寺遺跡」「財団法人山武都市文化財センター 年報 No.13」
- 10 千葉県企画部企画課 1978 「土地分類基本調査 東金・木戸」
- 11 山口直人 1994 「鶴戸東遺跡」「山武都市文化財センター年報No. 9付編調査報告」 財団法人 山武都市文化財センター
- 12 小林信一 1998 「成東町鶴戸東遺跡発掘調査報告書」 千葉県教育委員会

II 調査の概要

1 調査区の設定

今回の調査は第2次調査であるので、これまでに発掘調査で検出された遺構の中で、遺跡中枢部と考えられる部分の周辺をさらに調査し、各ブロックの性格をより明確にさせることと、遺跡範囲の西端・南端の把握を目的とした。前述のように、(財)山武都市文化財センターの調査によって、回廊状建物跡と掘立柱建物跡と考えられる遺構が検出され、昨年度の調査でもこれの続きと考えられる柱穴を検出したので、これを遺跡の中核部と判断して調査を進めることにした。すなわち、山武都市文化財センターの調査区と平成9年度に調査した第3トレンチの間に第14トレンチを設定して遺構のつながりを確かめることにした。そして、もう一つの核と考えられる第4・7トレンチの大型掘立柱建物跡の性格把握のためにSB1よりも南の区域に第11トレンチを設定した。また、遺跡の南限を確認するために、第12トレンチをさらに第11トレンチの南方に配置した。そして、西端確認のために第9トレンチを南北方向に、第10トレンチを東西方向に設定した。また、大型の溝SD1も遺跡を考える上で重要な視点になると考え、溝SD1を検出した第8トレンチの北側に第13トレンチを設定した。

2 調査の経過

10月1日 機材搬入、テント等の設営と発掘区の設定を行う。2日 第10トレンチの発掘を開始した。5日 第10トレンチで弥生時代と古墳時代の竪穴住居跡を5軒検出した。第9トレンチの調査を開始した。6日 雨天により休業する。7日 第10トレンチの最東部で柱掘形3基を検出した。第11・12トレンチの調査を開始した。8日 第11トレンチで間尺9.5尺で4間分の柱掘形を検出した。第14トレンチの調査を開始した。9日 第11トレンチの柱掘形(SB12)は5間以上続くことを確認した。また、同トレンチの最南端で南限と考えられる溝SD14を検出した。12日 第12トレンチ部分は谷部となっていることを確認した。第13トレンチの発掘を開始し、SD1及び柱掘形を検出した。第14トレンチで、柱掘形を検出した。13日 第10・12トレンチの写真撮影を行う。14日 第10トレンチの遺構実測を行う。第9トレンチで竪穴住居跡を検出した。15日 第11トレンチの写真撮影を行う。16日 第14トレンチでSB8の続きと考えられる柱掘形を検出した。19日 第13トレンチで間尺9.5尺で東西に伸びる掘立柱建物跡を検出した。20日 各トレンチ検出遺構の実測を行う。21日 第14トレンチの遺構検出・精査を続行する。22日 SB8は東柱を有する建物跡と判明し、昨年度調査を行ったSB9もSB8の一部であることが明らかになった。また、SB8の東側に大型の掘立柱建物跡が存在することが明らかとなり、これに新たにSB9の遺構番号を与えた。26日 SB9は切合いがあることが判明した。調査の終了したトレンチから埋戻しを開始した。27日 第13トレンチで検出したSD1と第11トレンチの溝との関係を調査するために、両者が直交すると考えられる地点に新たに第15トレンチを設定し、調査を開始した。28日 第15トレンチでSD1を検出したが、第11トレンチから伸びるSD14は検出することはできなかった。29日 写真撮影・遺構実測を行った後に、埋戻し作業を続行し、作業を終了した。10月30日 後片付けを行い、撤収した。

11月2日から整理作業を開始し、12月28日にすべての作業を終了した。





第3図 遺構配置図(1/1,000)

III 遺構と遺物

今回の調査では、広範囲の確認調査であったので、遺構の測量については基本的に平板測量によるものとしたが、第10トレンチc～f区・第11・13・14トレンチについては、遺構の性格を鑑みて、簡易造り方で測量を行った。遺物の取上げは、第9・11・12トレンチについては、トレンチ北端部から3mまでをa区、3mから6mをb区というように3mごとに区分した。第10・13・14トレンチは、トレンチの西端を基点として3mごとに区分している。なお、トレンチ番号及び遺構番号については、昨年度調査時からの連番としている。

遺構が認められなかったトレンチは第12トレンチのみであり、ほかのトレンチからは掘立柱建物跡を中心として、竪穴住居跡や溝跡を検出した。

第9トレンチ（第4図～第6図、図版1・6・7）

本トレンチは、遺跡の西端を確認する目的で設定したトレンチである。古墳時代の竪穴住居跡7軒、奈良時代の竪穴住居跡1軒、平安時代の竪穴住居跡1軒を検出した。竪穴住居跡の重複が著しい区域であり、掘立柱建物跡は認められなかった。遺物の出土は本トレンチが最も多く、土器整理箱4箱の遺物量である。

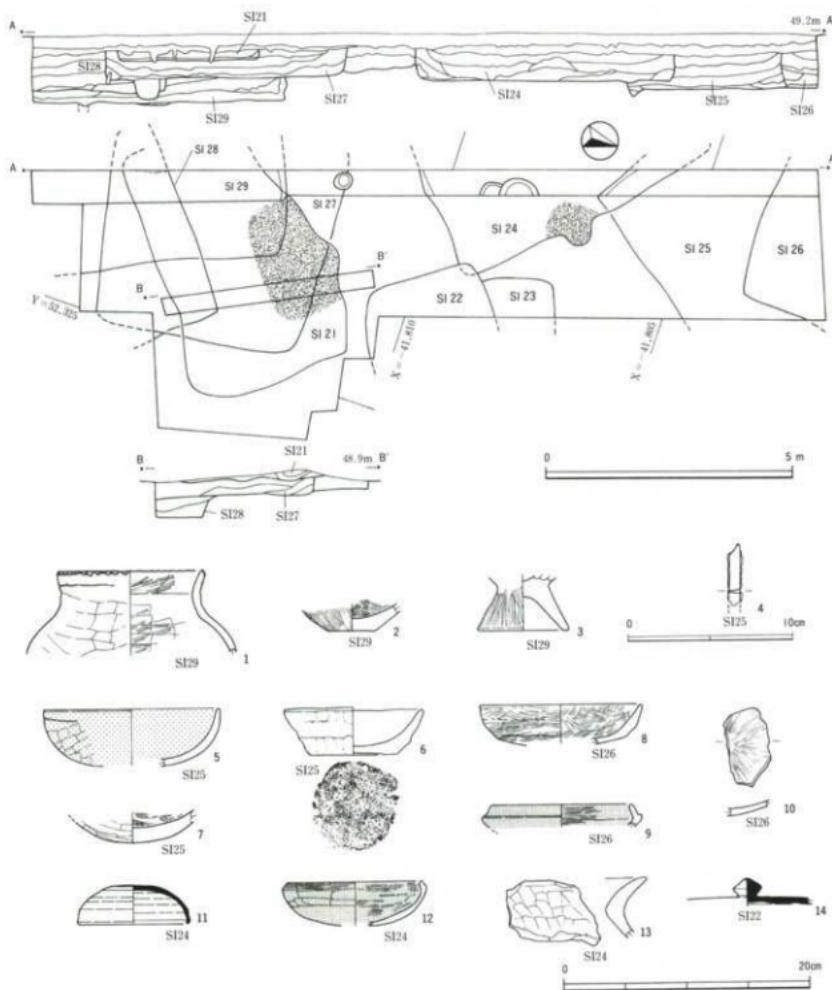
トレンチの南側のS I 21（第4図）は、9世紀前半の竪穴住居跡であり、古墳時代後半のS I 27・28と古墳時代初頭のS I 29を切って存在する。S I 21について当初は、灰黄色粘土が一面に散って、固まっていたため、版築の可能性を考えた。しかしながら、サブトレンチを開けたところ、粘土はカマドの構築材が流出したものであったため、竪穴住居跡であることが判明した。平面形が横に長い形状であり、工房跡の可能性も考えられる。カマド周辺からは、カマド構築材として使用されていた丸瓦が多く出土した。

S I 27はS I 28・29を切り、S I 21に切られて存在する7世紀中葉の竪穴住居跡であり、S I 28は6世紀後半の遺構である。S I 29は古墳時代初頭の竪穴住居跡である。しっかりとした床面であり、掘込みが浅い炉を有する。

トレンチの中央のS I 22は8世紀前半の竪穴住居跡であり、S I 23及び7世紀第3四半期のS I 24の一部を切って存在する。覆土にはローム塊が多く見られる。トレンチ北側のS I 26は7世紀中葉の竪穴住居跡であり、6世紀後半代のS I 25を切っている。また、S I 25はS I 24に切られて存在している。

第4図1～3は、S I 29出土の弥生時代末～古墳時代初頭の土器である。1は口縁部に刻目を有する甕であり、胴部内外面は木口状工具によるナデがなされ、内面にはミガキが施されている。2は甕の底部であり、外面には縦方向のミガキ、内面には細かなハケ目が見られる。3は台付甕の台部であり、外面には縦方向のミガキがなされている。

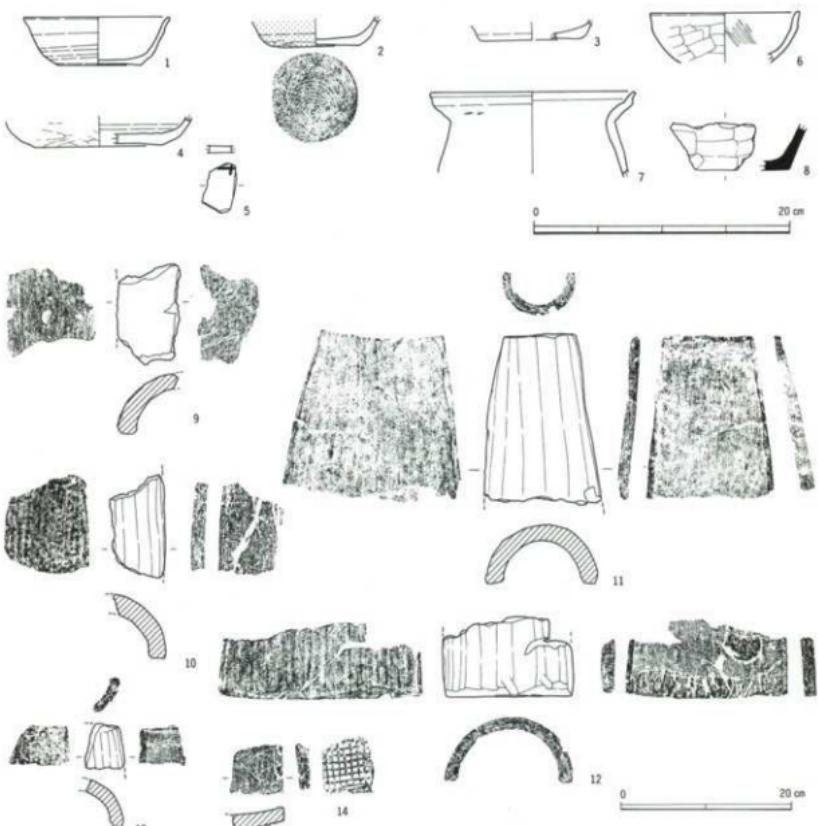
4～7はS I 25出土遺物である。5は内外面に赤色塗彩が施された土師器杯であり、復元口径14.4cmで、外面に手持ちヘラ削りがなされている。6も土師器杯であり、完形で口径は11.5cmを測る。口縁部外面に指押さえと指ナデが顕著に見られ、底部外面には粉殻の圧痕が認められる。7は丸底の土師器甕の底部であり、外面にはヘラ削り、内面にはミガキがなされている。4は片刃式の鐵と考えられる鉄製品である。これらは6世紀代の所産と考えられる。8～10はS I 26出土の土師器杯である。8は復元口径13.3cmで、



第4図 第9トレンチ遺構・遺物実測図

内外面にはミガキが施されている。9は復元口径11.4cmで、内外面にミガキがなされ、漆仕上げが施されている。10は薄手で内面の色調が橙色の杯であり、内面に放射暗文様の細かなミガキが施されている。

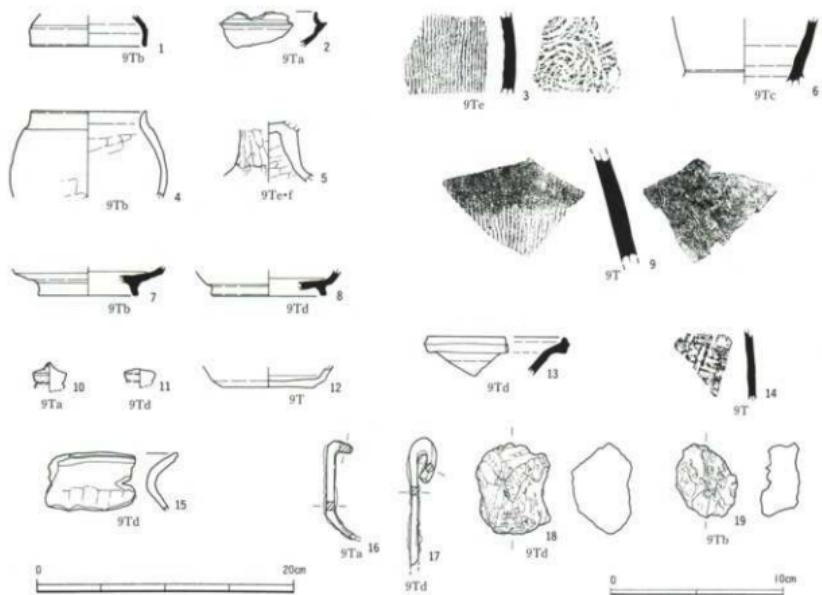
11～13はS I 24出土土器である。11は須恵器蓋であり、復元口径は9.2cmで、天井部外面には粗い回転ヘラ削りが施されている。12は復元口径11.0cmの土師器杯で、外面には手持ちヘラ削りがなされ、内面及び外面の口縁部にミガキが見られ、漆仕上げが施されている。13は土師器甕であり、外面は口縁部先端付近



第5図 S I 21遺物実測図

までヘラ削りが施されている。14はS I 22出土の須恵器蓋であり、焼成が良好な優品である。天井部外面は回転ヘラ削り後に鉤が付けられている。転用硯として利用されており、内面全面にスリ面が見られた。

第5図はS I 21の出土遺物である。1～3・5はロクロ土師器杯であり、1は口径が11.4cmで、底部外面には手持ちヘラ削りが施されている。2は底径7.1cmで、底部回転糸切り後に底部外周及び端部に手持ちヘラ削りを施し、外面には赤色塗彩がなされている。3は復元底径が7.4cmで、底部回転糸切り後に底部外周を手持ちヘラ削りしている。5は底部破片であり、外面には小破片のため判読できないが墨書が見られる。4はロクロ土師器皿である。堅敏で表面がザラついており、あるいは須恵器である可能性も考えられる。復元底径は10.0cmであり、底部外面及び下端に手持ちヘラ削りが施されている。6は土師器杯であり、外面は手持ちヘラ削り、内面はナデ後に一部分にミガキがなされている。7は土師器甕であり、胎土に雲母片を多量に含む。胴部外面には横方向のナデが見られる。8は須恵器甕であり、底部外面は無調整で、胴部下端には横方向のヘラ削りがなされている。千葉市域産の須恵器である。



第6図 第9トレンチ遺物実測図

9～13は丸瓦であり、9の凸面はナデがなされ、凹面には布目痕が見られる。側面の一部が残存する。10の側面には面取りが3面あり、凸面は縦方向の削り、凹面には布目痕が見られる。11は側面の面取りは3面で、狭端部は、凹面側と狭端面の2面に削りが施されている。凸面には縦方向の削りが顕著に見られ、凹面には布目痕が2重になっている部分がある。12の側面の面取りは3面で、狭端部の狭端面に削りが見られる。凸面には縦方向の削りが見られ、凹面には布端の継ぎが明瞭に認められる。13は側面の面取りは3面で、狭端面にはナデが施されている。14は平瓦であり、広端面に削り、側面には側面及び凹面側に削りがなされている。凸面には格子目叩き、凹面には布目痕が見られる。

第6図はトレンチ内出土遺物であり、1～5は古墳時代の土器である。1は須恵器蓋であり、復元口径は9.0cmで、口縁部と天井部の境に1条の沈線が見られる。2は須恵器杯の小破片である。3は須恵器甕の胴部破片であり、外面には平行叩きが施され、内面には同心文当て具痕が顕著に見られる。4は土師器小型甕であり、外面には摩耗で判断しにくいが、横方向のヘラ削りが見られ、内面には横方向のナデがなされている。5は土師器高杯の脚部であり、外面はヘラ削り後にナデ及び一部にミガキがなされる。

6～15は奈良・平安時代の土器である。6は灰釉陶器の壺又は平瓶と考えられ、胎土は精選されており、外面には淡緑灰色の釉が見られる。7・8は須恵器高台付杯であり、両者とも高台は貼付け高台である。7の胎土には白色小石が多く見られ、形態そのほかから考えて常陸地域産の可能性が認められる。8は、胎土に白色針状物質を少量含み、形態・技法的にも永田・不入窯跡の製品である可能性が強い。9は須恵器甕の胴部片であり、外面には平行叩きが施され、内面は細かな同心円文の当て具痕が見られる。転用硯

として利用されており、内面にはスリ面が見られた。10・11はロクロ土師器蓋の鉢部であり、10の外面には赤色塗彩が施されている。12はロクロ土師器杯であり、底部外面に一定方向の手持ちヘラ削りが施されている。胎土に赤色スコリアを多量に含んでいる。13は須恵器壺又は甕の口縁部片である。14は須恵器甕の胴部片であり、外面は平行叩き、内面には無文の當て具痕が見られる。千葉市及びその周辺域に産地が求められる甕である。15は土師器甕であり、外面に縱方向のヘラ削りが施されている。

16は鏡の可能性が強い鉄製品であり、断面形は方形を呈する。17は不明鉄製品であり、断面は方形を呈する。18は合鉄鉄滓であり、磁着度は6で、特殊金属探知器の検査の反応はH(○)であった。19は砂鉄塊系遺物と考えられる鉄滓であり、磁着度は4を測り、特殊金属探知器の検査の反応は認められなかった。

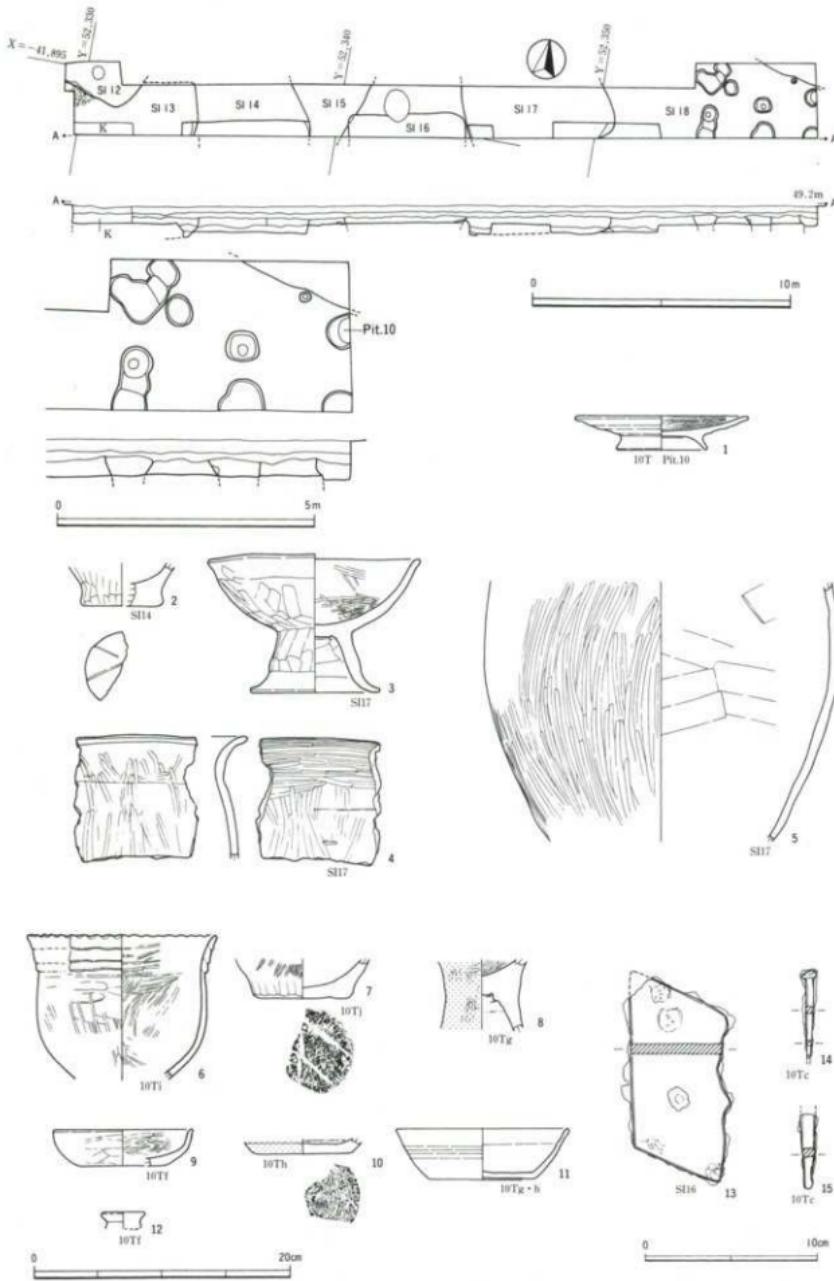
第10トレンチ(第7図、図版1・6・7)

本トレンチも遺跡の西端を確認することを目的にしたトレンチである。弥生時代の竪穴住居跡2軒、古墳時代の竪穴住居跡5軒を検出し、トレンチの東端で11基の掘立柱建物跡の柱掘形を検出した。遺物は土器整理箱2箱分が出土した。

本トレンチでも一面に竪穴住居跡が重複しており、ソフトローム面まで掘り下げたが切合の状況が平面的に判別できなかったので、サブトレンチを設定して確認した。トレンチ西端に見られるS I 12は7世紀代の竪穴住居跡であり、6世紀代のS I 13のカマドを切って存在する。床面には硬化面があり、主柱穴1基を検出した。実測できる遺物の出土は見られなかった。S I 13はしっかりととした掘込みを有しており、弥生時代後期のS I 14を切って存在する。S I 14はS I 15を切っており、しっかりととした掘込みを有し、床面も平坦である。S I 15は7世紀のS I 16にも切られており、掘込みは浅いものであった。遺物が全く検出されなかつたので時期については判然としないが、弥生時代後期若しくはそれ以前の竪穴住居跡と考えられる。S I 17は6世紀後半のS I 18を切っており、床面には凹凸が見られた。遺物には土師器高杯等が見られる。S I 18は掘立柱建物跡の掘形群にも切られている。なお、S I 18の区域については、これらの掘形がありサブトレンチを入れることができなかつたので、同区域についてはS I 18のほかにもいくつかの竪穴住居跡が存在する可能性がある。

トレンチ東端にある11基の柱掘形には切合が認められ、最低3時期の掘立柱建物跡が存在したと考えられる。掘形の大きさは0.5m~1mで、平面形は円形又は略方形であり、確認面からの深さはボーリング棒で探査したところ35cm~70cmである。なお、確認のためにこの区域はかなり掘り下げており、土層断面からも分かるように、実際に遺存していた掘形の深さは0.8m~1.3mである。覆土は、いずれも暗褐色であり、黄褐色砂を多少含むものが目立っていた。覆土が類似したものが多く、組合せになる掘形が判別できず、狭い範囲なので遺構配置を把握することはできなかつた。これらの掘立柱建物跡の年代観については、Pit.10から9世紀前半代の遺物が出土しているので、8世紀から9世紀前半代のものであると考えられる。

第7図1はPit.10から出土したロクロ土師器高台付皿である。復元口径は13.4cm、高台径は7.1cmである。底部回転ヘラ削り後に高台が貼り付けられており、その後にヨコナデが施されている。内面にミガキが施される。9世紀前半代の遺物と考えられる。2はS I 14出土の弥生時代後期の壺の底部である。底部外面には木葉痕が見られ、胴部下端には縦方向のヘラ削りがなされる。内面には煤の付着が著しい。3~5はS I 17出土の土師器であり、7世紀後半の時期の遺物である。3は高杯であり、復元口径は16.4cm、器高10.6cmを測る。外面はヘラ削り後にナデがなされ、杯部内面にはミガキが施されている。脚部底面には木



第7図 第10トレンチ遺構・遺物実測図

葉痕と考えられる条線が認められる。4は甌の口縁部から胴部上面の破片である。内外面に丁寧なミガキが施されている。5はいわゆる常総型の甌の胴部である。胎土には石英を多く含み、外面には丁寧な縦方向のミガキが施されている。

6～12、14・15はトレンチ内の出土遺物である。6・7は弥生時代後期の土器である。6は小型の甌であり、口縁端部には刻目が見られ、口縁部は輪積痕を残している。内外面にミガキが見られる。7は壺の底部であり、外面には細かな縄文が施され、底部外面には木葉痕が見られる。8・9は古墳時代後期の土師器である。8は高杯の脚部片であり、外面には縦方向のヘラ削りがなされた後に赤色塗彩が施されている。9は杯で、復元口径は10.8cmであり、外面には横方向のヘラ削りがなされ、内面にはミガキが施される。10～12は8世紀後半～9世紀にかけてのロクロ土師器である。10・11は杯であり、10は復元底径が7.4cmで、底部外面と下端部に回転ヘラ削りが施され、外面に赤色塗彩がなされている。11は復元口径が13.4cm、器高3.9cm、底径8.2cmを測り、底部外面には手持ちヘラ削りが施されている。12は蓋の鉢部である。

13～15は鉄製品である。13はS I 16出土の不明鉄板である。鍛造品であり、厚さは均質で6mmを測り、重さは151gである。錆化のために肉眼では観察できないが、X線写真では中央に直径3mm前後の孔が穿たれているように見られる。14・15はトレンチ内出土の遺物である。14は釘であり、断面は四角形を呈する。15は断面が四角形の不明鉄製品である。

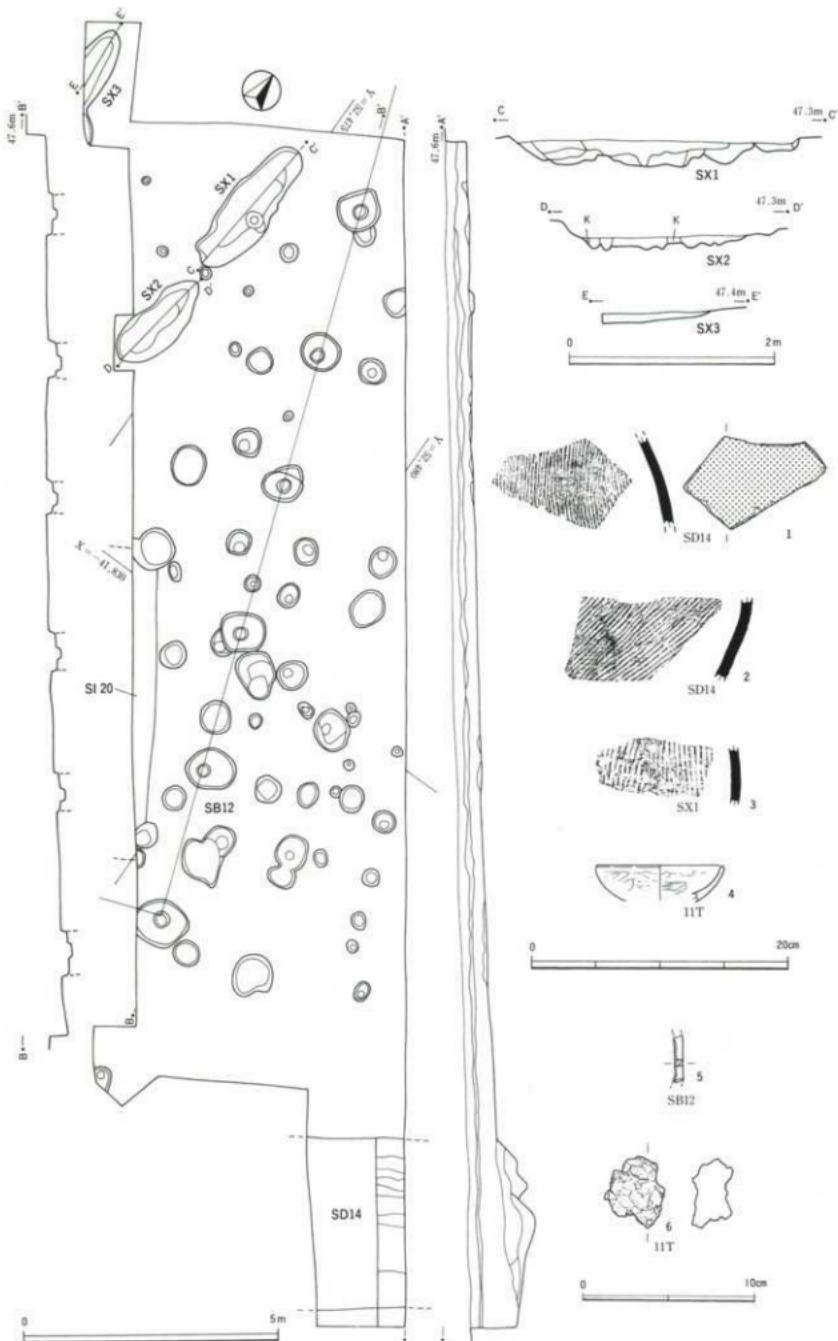
第11トレンチ（第8図、図版2・6・7）

本トレンチは昨年度に大型掘立建物跡S B 1（5間×3間で桁行18m、梁行8.1m）を検出した第4トレンチの南に設定した調査区である。第11トレンチからは、古墳時代の所産と考えられる竪穴住居跡1軒、掘立柱建物跡1棟及びほぼトレンチ全域から足場用と考えられるピットを含めて52基の柱穴を検出し、溝跡1条、性格不明遺構3基を検出した。遺構については竪穴住居跡以外は奈良・平安時代の所産と考えられる。遺物の出土はわずかであった。

トレンチの西壁沿いに検出したS I 20は、1辺が6m前後の規模であり、掘立柱建物跡の柱掘形に東北隅と南東隅を切られて存在する。竪穴住居跡内からは遺物を検出することができなかつたが、付近の柱掘形から7世紀後半の土師器が出土しているので、おそらくその時期の所産と考えられる。

S B12は5間以上×規模不明で、柱間が9.5尺等間で14m以上の規模を有する掘立柱建物跡である。当初は柵列跡の可能性を考えたが、第13トレンチで検出したS B10と同規模の掘形・間尺をもつことから、掘立柱建物跡として認識しておきたい。掘形の規模は78cm～100cmであり、ほかの柱掘形を切って存在する。掘形の平面形は方形と円形に近いものが混在するが、もともとは方形であったと考えられる。覆土は暗褐色であり、3cm～5cmのローム塊を含み、白色及び黄褐色山砂を多く含んでおり、ほかの掘形と明瞭に識別できた。掘形中央部に25cm～30cmの柱痕が見られる。方位はN-18°-Wであり、昨年度に検出したS B 3・5とほぼ同様な数値である。第4トレンチで検出したS B 2は、この遺構の一部である可能性も認められるが、狭い面積の調査なので関連は不明である。

トレンチの最南端からは、大型の溝S D14を検出した。上端幅は3.3mであるが、最低2回の掘返しが見られ、底面にはU字形の窪みが2か所に認められる。溝跡内の深さは最も深い部分で60cmを測る。このS D14よりも南側の第12トレンチは谷部となっており、この溝跡についても遺跡の南限溝である可能性が強い。また、S D14は、昨年度に検出した溝S D 1に対して90度前後振れており、S D 1と何らかの関係があると考えられる。



第8図 第11トレンチ遺構・遺物実測図

S X 1～3は、トレンチの北端に存在する。3基とも覆土は暗褐色土で類似し、方位をそろえ、並んだ状態で検出した。S X 1の主軸はN-6°-Eであったため、当初はこれらの遺構を近くに見られる大型のS B 1と同軸の掘立柱建物跡の布掘遺構であると考えた。構造を明らかにするために3基とも半截し断面を観察したが、いずれも非常に浅く、明確な柱掘形を検出することができなかった。S X 1は、隅丸の長方形を呈し、規模は282cm×95cmであり、深さは25cmである。重複が見られ、本来は1.7m前後の長さであったと考えられる。中央部に径30cmで深さ120cmのピットがあるが、これについては古い掘形に伴うか、若しくは両者よりもさらに古い時期の可能性が認められる。S X 2は楕円形で、主軸方位はN-10°-Eであり、規模は208cm×90cmである。深さは11cmであり、擾乱が多く入り、底面には凹凸が見られる。S X 3については調査区外の畑に遺構が伸びており判然としないが、おそらくはS X 2と同様な大きさになるものと考えられる。南端部には黒褐色の覆土を有する柱掘形が見られるが、これとの新旧関係については明らかにできなかった。遺構の深さは10cmであり、底面は平坦である。小破片ではあるがS X 1から9世紀代と考えられる須恵器甕片が出土している。

第8図1・2は溝S D 14出土の須恵器甕脛部片であり、両者とも溝底面からの出土である。1は転用硯であり、内面のほぼ全面が研磨されたようになっている。外面には平行叩きが施されている。2の外面には平行叩きが施され、内面にはナデがなされている。3はS X 1出土の須恵器甕脛部片である。外面には平行叩き、内面には無文の當て具痕が見られ、千葉市域産の甕である可能性が高い。4は第11トレンチ出土の土師器杯であり、復元口径は10cmで、外面には手持ちヘラ削り、内面には横方向のミガキがなされている。4についてはS I 20の隣の柱掘形上面から検出しておらず、おそらく同竪穴住居跡に伴うものであると考えられる。時期は7世紀後半と考えられる。

5はS B 12の柱掘形から検出した鉄釘である。6はトレンチ内出土の鉄塊系遺物である。磁着度は6で特殊金属探知器による反応はH(○)である。

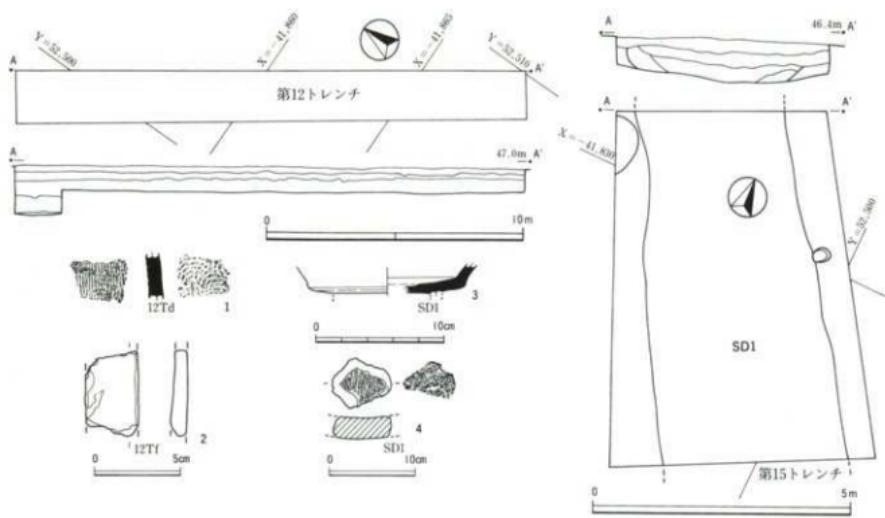
第12トレンチ・第15トレンチ（第9図、図版1・6・7）

第12トレンチは遺跡の南端を確定することを目的とし、第11トレンチの南に設定したトレンチである。本トレンチからは遺構は検出されず、同所は深い谷となっていることを確認した。遺物についてはわずかながら出土した。

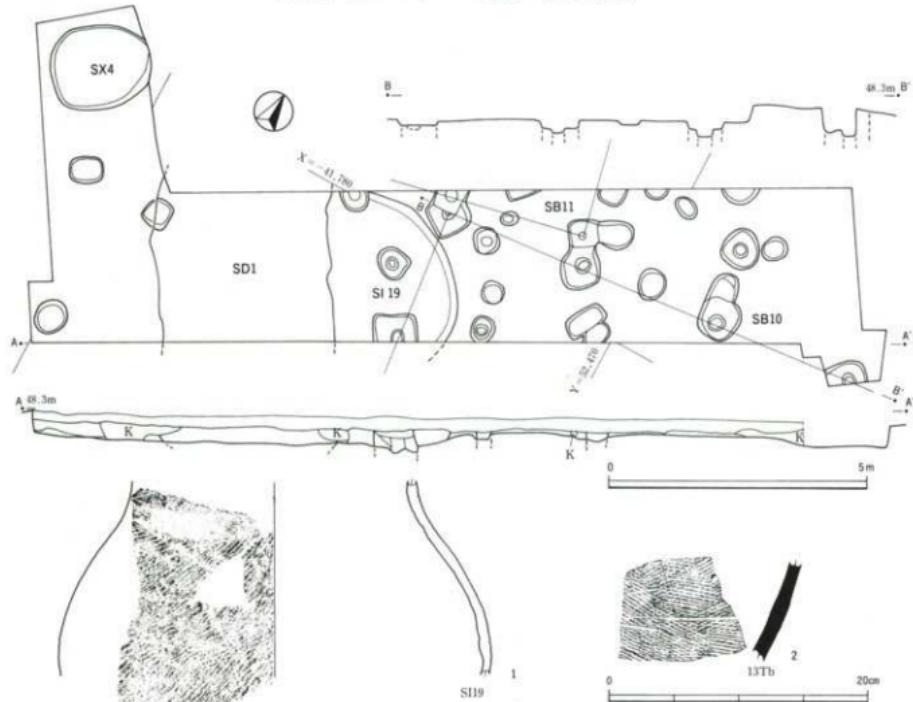
第15トレンチは、第8・13トレンチで検出した溝S D 1の続き及び第11トレンチで検出した溝S D 14の検出を目的として急速設定したトレンチである。本トレンチからは溝跡1条、柱掘形2基を検出した。

溝S D 1の続きを検出し、これによりS D 1の主軸方位がN-35.5°-Wであることが確定した。覆土の状況は第8・13トレンチで検出したS D 1と同様である。S D 1の幅は、土層断面部分で3.4mである。深さについては、ボーリング棒で探索したところ確認面から65cmであるが、調査地点が斜面部に立地し、溝の範囲が非常にわかりにくかったため、溝跡の上面をかなり削平して調査を行っており、その部分の深さも合算すると1m以上に達する。なお、溝跡上面から深さ15cmの部分に宝永の時期と考えられる火山灰が認められた。なお、第11トレンチの東西に伸びるS D 14の続きを検出することはできなかった。

第9図の1・2は第12トレンチ内出土遺物である。1は古墳時代後期の須恵器甕脛部片であり、外面は平行叩きが施され、内面には同心円文當て具痕が顕著に見られる。2は流紋岩製の砥石である。3・4は第15トレンチ内で検出した溝S D 1から出土した遺物である。3は須恵器高台付碗であり、高台部は欠損している。焼成は良好である。4は平瓦であり、凹面に布目痕が見られ、凸面にはナデがなされている。



第9図 第12・15トレンチ遺構・遺物実測図



第10図 第13トレンチ遺構・遺物実測図

第13トレンチ（第10図、図版3・6・7）

本トレンチは、第8トレンチで検出した溝SD1の続きを確認するために設定した調査区である。弥生時代の竪穴住居跡1基、奈良・平安時代の掘立柱建物跡2棟、溝跡1条、柱掘形19基、性格不明遺構1基を検出した。遺物の出土はわずかであった。

S I 19は弥生時代後期の竪穴住居跡であり、溝SD1と・SB10に切られて存在する。深さは30cm前後であり、残存部については床面まで検出した。床面は平坦であり、硬化面や主柱穴は認められなかった。

SB10は、S I 19を切り、SB11に切られて存在する。南北は規模不明であるが東西は3間以上の建物跡になると考えられ、柱間は桁行が9.5尺等間で8.5m以上の規模を有する。梁行は8.5尺である。掘形の平面形は方形で、規模は0.7m～0.9mであり、暗褐色の中に黄褐色山砂が顯著に見られ、ほかの掘形と明瞭に識別ができた。いずれも中央部に黒褐色で山砂が多く見られる柱痕と考えられる部分がある。深さはピンポールで探索したところ、1.0m～1.1mであった。方位は、N-6°-Wであり、前回調査の第5トレンチで検出したSB4とほぼ同様な主軸である。

SB11はSB10を切って存在する。規模については不明であるが、柱間は9尺前後である。掘形の平面形は方形であり、規模は50cm～60cmである。この掘形についても黒褐色の中に黄褐色の山砂が多量に含まれ、ほかの掘形と明瞭に区別できた。ピンポールの探索による深さは50cmと65cmであった。非常に硬く締まっていたが、中央部付近に山砂が集中する部分があり、これが柱痕と考えられる。方位については、2基のみの掘形の検出なので不確かであるが、N-18°-W前後とみられ、SB2・3・5・12の方位と近似した数値になるものと考えられる。

トレンチ西側からは昨年度に検出した溝SD1の続きを検出した。SD1はS I 19を切っており、幅は3.4m前後であり、前述したように主軸方位はN-35.5°-Wである。また、SD1の西側には方形で径50cmのビットがSD1に切られて存在する。これについては、昨年度にSD1に並行する形で検出した柵列跡SA2とほぼ同軸に見られ、掘形規模も類似するので、SA2の続きを考えておきたい。

このほかに本トレンチ内では、柱掘形を19基を検出し、最低でも4棟以上の掘立柱建物跡の存在が指摘できる。また、トレンチの西端からは2m前後の土坑状の性格不明遺構SX4を検出した。この土坑状のものはボーリング棒を入れると1m以上入り、覆土が非常に軟らかいことから、井戸跡の可能性が考えられる。

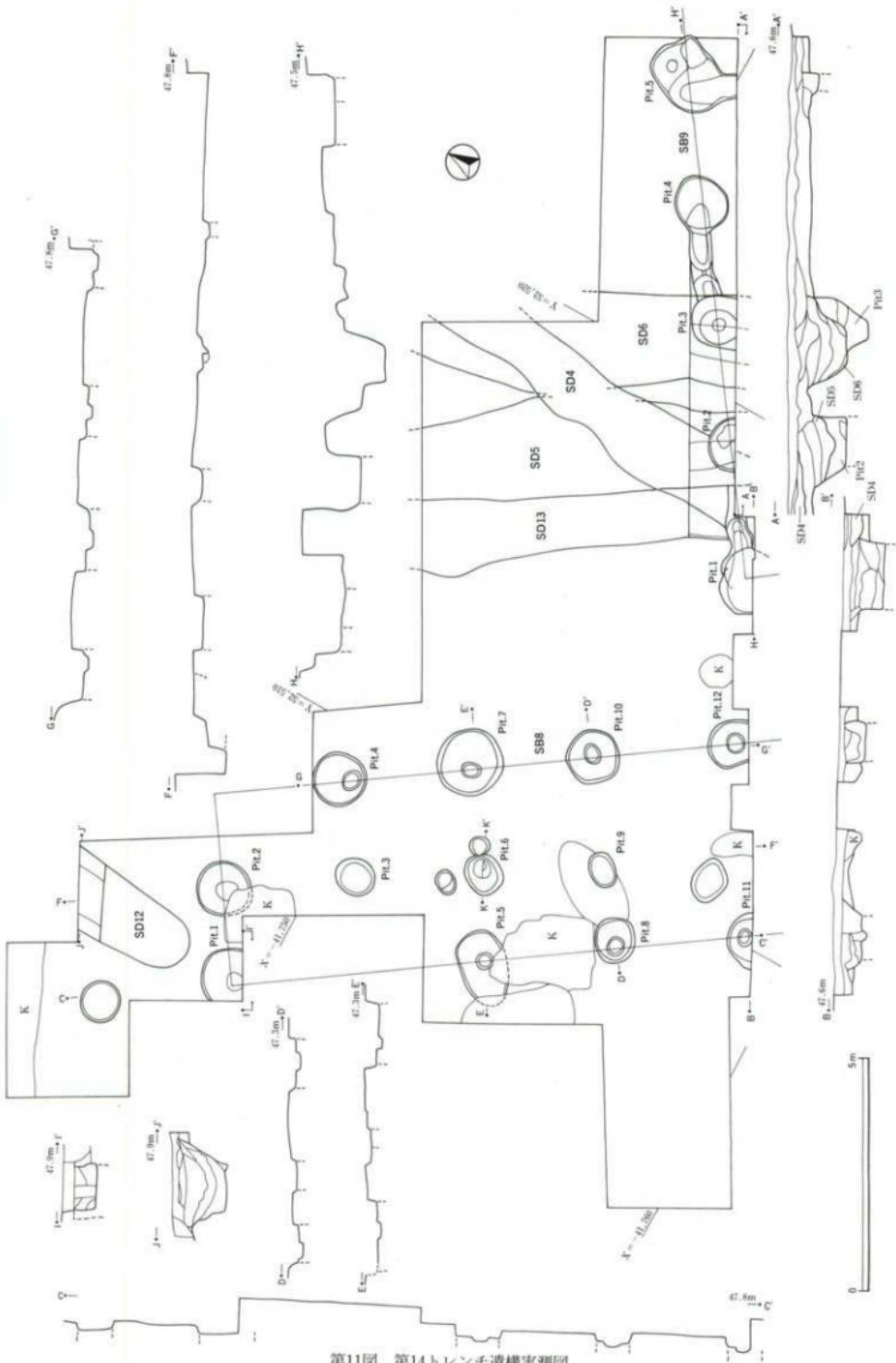
第10図の1はS I 19出土の弥生時代後期の壺である。外面には頸部にヘラ状工具により格子目状の沈線を施し、その下には無文帯を配し、胴部には附加条縄文を施している。2はトレンチ出土の8世紀～9世紀の所産と考えられる須恵器甕の胴部片である。外面には平行叩きが施された後に1条の沈線が入る。胎土に雲母が入り、胴部の平行叩きが横方向であるという技法的特徴から常陸地域産の甕である可能性が考えられる。

第14トレンチ（第11・12図、図版4～6）

本トレンチは、(財)山武郡市文化財センターの調査区と昨年度調査を行った第3トレンチとの間に設定した調査区である。この調査で検出されたB-1（規模は1間×6間以上で、桁行は9尺5寸、梁行は13尺）と第3トレンチで検出したSB8の関連を調査の目的とした。

本トレンチからは、掘立柱建物跡2棟、溝跡5条、柱掘形1基を検出した。遺物の出土はわずかである。

SB8は、2間×6間の南北棟（第11・13図）で、桁行17.0m、梁行4.2mの掘立柱建物跡である。床束



第114図 第14トレンチ遺構実測図

SB 8 模式図 を有しており、床張りの建物跡であったことが分かる。昨年度は、この掘立柱建物跡を SB 8 と SB 9 と別々に考えていましたが、今回の調査で同一の掘立柱建物跡であることが判明した。昨年度に第3トレンチ内から検出した掘形群を SB 8 と SB 9 (旧) に分離して考えた根拠は、2点存在した。第1に、SB 8 の覆土に白色の山砂が中心部に含まれるのに対して、SB 9 (旧) には認められず、ローム塊を含んでおり、異なる建物跡であると考えられたこと。第2に、SB 8 の中央の柱掘形の規模は 60cm × 75cm と貧弱で、ピンポールによる探査の深さが 50cm 前後なのに対して、SB 9 (旧) の中央に見られる柱掘形は 115cm × 100cm と大型で、深さが 105cm に達しており、規模が違い、両者が同じ建物跡と判断できなかったことである。

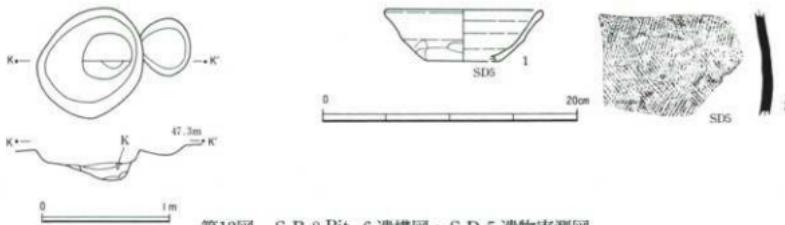
しかしながら、第1については、第14トレンチで検出した SB 8 の柱掘形の中に白色の山砂が多く認められる掘形 (Pit. 1) と SB 9 (旧) と同様な覆土を有する掘形が認められ、両方の覆土が混在することが明らかになった。第2についても、今回の調査で SB 8 は東柱を有することが明らかとなり、第3トレンチで検出した SB 8 の中央の小型の柱掘形は東柱、SB 9 (旧) の中央の大型の柱掘形は側柱であるという解釈が可能となったことにより、第3トレンチの SB 9 (旧) としていた部分を SB 8 の南側柱列として認識した。

柱間は桁行が 9 尺 5 寸前後であり、方位は、N-33.5°-W である。柱掘形は円形のものが大半である。Pit. 5 のみが楕円形を呈するが、攪乱が多く入り、実態は不鮮明であった。側柱の掘形の大きさについては、110cm～120cm 前後のものが多いが、Pit. 8 の 95cm × 90cm を最小として、Pit. 7 の 145cm × 135cm までがある。深さについてはボーリング棒で探査したところ、70cm～110cm 以上のものがあった。

床束については、75cm × 55cm～80cm × 90cm のものまでがあり、側柱と比較するとかなり小型である。深さについては、Pit. 6 が 25cm のほかは、ピンポールの探査により 50cm であった。

Pit. 6 については、遺構の性格把握のために半截した (第12図)。86cm × 76cm の掘形内の暗褐色の覆土を 10cm 剥ぎ下したところ、円形の版築面が認められた。範囲は直径 38cm であり、その部分をさらに剥ぎ下したところ、深さがさらに 15cm あり、2重の掘形であることを確認した。版築面は非常に硬く、移植ゴテで削る際にも受け付けないほどであった。10数層も版築が見られ、断面の細かな分層は不可能であったので、大まかに 3 層に把握した。上層は、暗褐色土の中に 2mm～10mm のローム粒と 2mm～5mm の黒色粒を少量含む層であり、柱の当たり部と考えられる。中層はロームと黒色土が 9 层ほど認められる。下層は黄褐色土層で、1cm～3cm のローム塊を含んでいる。

なお、Pit. 9 については、軸線からはずれており、本遺構に伴うものかどうか判断に苦しんだが、ここでは床束の掘形と認識しておきたい。



第12図 SB 8 Pit. 6 遺構図・SD 5 遺物実測図

このSB8は、山武郡市文化財センターが調査を行った回廊状建物跡B-1とは建物が異なることが明確となった。その根拠としては、B-1は床束が存在せず、検出されているすべての掘形に柱抜取り痕跡が認められるが、今回検出したSB8には、床束があり、抜取り穴が全く認められることやB-1とSB8は梁行の長さが異なるという大きな相違点が挙げられるからである。

また、このSB8の東側に4間以上×規模不明の掘立柱建物跡SD9が存在することが明らかになった。東西棟の建物跡であり、桁行は9尺等間で、梁行については昨年度に柱掘形を1基検出しており、7尺の柱間であると考えられる。梁行の方位は、N-35°-Wである。


SB9模式図
当初検出したのは、西側に見られるPit. 1と東側のPit. 4・5であり、これらの中間地点に溝跡群が伸びていたので、同所に部分的にサブトレーナーを設定し、掘り下げた結果、Pit. 2は溝SD4・5、Pit. 3は溝SD6に切られた状態で検出した。柱掘形の形状は、基本的には隅丸の方形に近い形を示すものと考えられるが、調査区外に伸びるものや重複によって形状が明確には把握できないものが多い。大きさについては、95cm~120cm前後である。Pit. 1とPit. 5に柱掘形の重複が見られ、大型の掘立柱建物跡は2時期にわたる建物跡であると考えられる。Pit. 5については、北東側の大型掘形を南西側の大型の掘形が切り、さらにその両者を径が63cm×44cmの小型の掘形と考えられるものが切っている。

Pit. 1・3・4・5に見られる帯状の張出し部は、柱の抜取り痕と考えられる。これらの部分の覆土は非常に軟らかく、しまりがない土であった。柱掘形の深さについては、Pit. 3については柱掘形底面まで調査を行い、当たり痕跡と考えられるものを確認した。覆土は、上層が黄褐色土で、8cm以下のローム塊からなっており、中層は暗褐色土で黒色土を多く含む層である。下層は黄褐色土で5cm以下のローム塊の層であった。深さは当たりの部分で140cmである。ほかの掘形については底面までは確認しておらず、深さについてはボーリング棒の探査で100cm~140cmであった。覆土の基本的な色調は暗褐色であり、ローム塊・ローム粒が多く、黒色の粒子が認められた。

検出した5条の溝跡の3条については、昨年度調査の溝SD4~6の続きであり、前述のようにSB9をいずれも切っていた。SD4はSD5とSD13を切り、SD5はSD13とSD6を切って存在する。SD4は、上端幅が1.5mであり、昨年度に検出した部分よりも幅が狭くなっている。断面形は皿状で、深さは28cmである。方位は、N-4°-Eである。SD13は、上端幅が1.6mで、深さが8cmの非常に浅い溝跡であり、東側はSD5によって切られている。SD5は、上端幅が1.6mで、下端幅は59cmである。断面形は逆台形を呈し、深さは50cmである。方位はN-33°-Wである。溝の上面からは9世紀後半のロクロ土器が出土している。SD6は上端幅が1.9mで、下端幅は70cmである。断面形はきれいな逆台形を呈し、深さは92cmである。方位はN-23°-Wである。

SD12は、SB8の北側に存在する溝であり、上端幅は1.4mで、下端幅は87cmである。断面形はきれいな逆台形を呈し、深さは104cmである。溝はSB8の際で途切れている。覆土の中層にはSB8の覆土に見られた白色山砂がレンズ状に堆積していた。

第12図の1・2は溝SD5出土の土器である。1はロクロ土器器杯であり、復元口径は12.4cm、器高3.9cm、底径5.8cmを測る。底部外面及び下端に手持ちヘラ削りがなされている。9世紀中葉から後半の所産と考えられる。2は8世紀から9世紀の須恵器壺の胴部破片であり、外面には平行叩き、内面には無文の当て具痕が見られる。胎土に雲母が混入しており、常陸地域産の壺である可能性が考えられる。

IV まとめ

今回は第2次確認調査であったので、昨年度に検出した中心的な遺構の周辺の調査を実施し、遺構の規模把握を行った。また、遺跡の南側及び西側の限界確認調査を実施した。新知見を多く得ることができたが、さらに問題点もそれに対応して多くなった。ここでは、これまでに判明したことを整理しながら、遺跡の性格について触ることにしたい。

1 検出遺構・遺物

今回の調査で検出した遺構は、以下のとおりである。

弥生時代後期から古墳時代初頭 竪穴住居跡4軒 (S I 14・15・19・29)

古墳時代後期 竪穴住居跡12軒 (S I 12・13・16~18・20・23~28)

奈良・平安時代 竪穴住居跡2軒 (S I 21・22)

掘立柱建物跡5棟 (S B 8~12)

溝跡7条 (S D 1・4~6・12~14)

性格不明遺構4基 (S X 1~4)

柱掘形多數

なお、遺構数は昨年度の遺構の続き部分を発掘している部分もあり、昨年度のものと一部重複する。

遺跡の推移については弥生時代後期に集落が最初に営まれ、古墳時代初頭まで続いた後に一度断絶し、その後に古墳時代後期の集落が営まれる。6世紀から続いたと考えられる集落の終焉については、昨年度は、7世紀末前後と推定したが、奈良時代及び平安時代の竪穴住居跡を検出したので、ここに修正しておく。しかしながら、これらの竪穴住居跡は調査区の西端の第9トレンチに所在し、掘立柱建物跡群の外周部に位置する。本遺跡の場合は、基本的に官衙域と考えられる部分には竪穴住居跡が伴っておらず、7世紀末段階には、おそらく官衙域内にあったと考えられる竪穴住居跡は城外に出されているものと考えられる。掘立柱建物跡は7世紀末から8世紀初頭には造営が開始され、9世紀前半代まで存続したと考えられる。

掘立柱建物跡群の方位については今回もほぼ3群(I群 真北及び東又は西に5度~8度軸が振れるもの、II群 軸が西に20度前後振れるもの、III群 軸が西に34度前後振れるもの)にまとまり、建物の方位を統一していた可能性がさらに強くなった。これら3群の軸の振れについては、時期差になる可能性が高い。今年度の調査でも、N-18°-WのS B11がN-6°-Wの方位のS B10を切っており、I群よりもII群が新しいことが確実となった。III群の時期については、今年度も重複関係がなく不明である。

検出した掘立柱建物跡については、どれも建物規模が大きく、S B 8は2間×6間で桁行17.0mであり、S B12は5間以上×規模不明で14m以上の規模を有すると考えられ、S B 9は4間以上×規模不明で、10.8m以上の規模である。S B10とS B11についても柱間の間尺が9.5尺と9尺前後であり、大型の建物跡である可能性が強い。

遺物については、弥生土器・土師器・須恵器、瓦、鉄製品、鉄滓が出土し、総数で土器整理箱7箱分で

ある。竪穴住居跡に伴うと考えられるものがほとんどであり、掘立柱建物跡の関連遺物はわずかであった。墨書き器についても1点解読不能なものが出土したのみであった。しかしながら、転用窓については3点が出土した。昨年度も転用窓が2点出土しており、奈良・平安時代の遺物量が極端に少ないので比較して多い数量と言うことができる。鉄滓については、今年度も各トレンチから検出しており、付近に鍛冶工房が存在する可能性を示唆する。

遺物の時期幅は、新たに古墳時代初頭の、土器を検出したほかは前年度と同様である。

2 第14トレンチ周辺域建物群の配置

第14トレンチから検出した溝跡群によって、山武郡市文化財センターの調査区検出の遺構群との位置関係がより明確に考えることができるようになった。第13図はSB8・9、B-1・2配置想定図である。

今回の想定図は、溝跡の各位置関係で山武郡市文化財センター調査区を当てはめた。溝跡については、位置及び溝の断面形状から、溝M-1についてはSD12が、M-2はSD5、M-3はSD6に該当すると考えられる。3条の溝跡はそれぞれ直線的に伸びており、ほぼどれも位置関係に矛盾点はないので、以下この図をもとに第14トレンチ周辺を考えることにする。なお、B-1の南端の柱掘形については、山武郡市文化財センターの発掘調査時点にさらに南に1間分、柱間が伸びることが確認されているので、付け加えた。

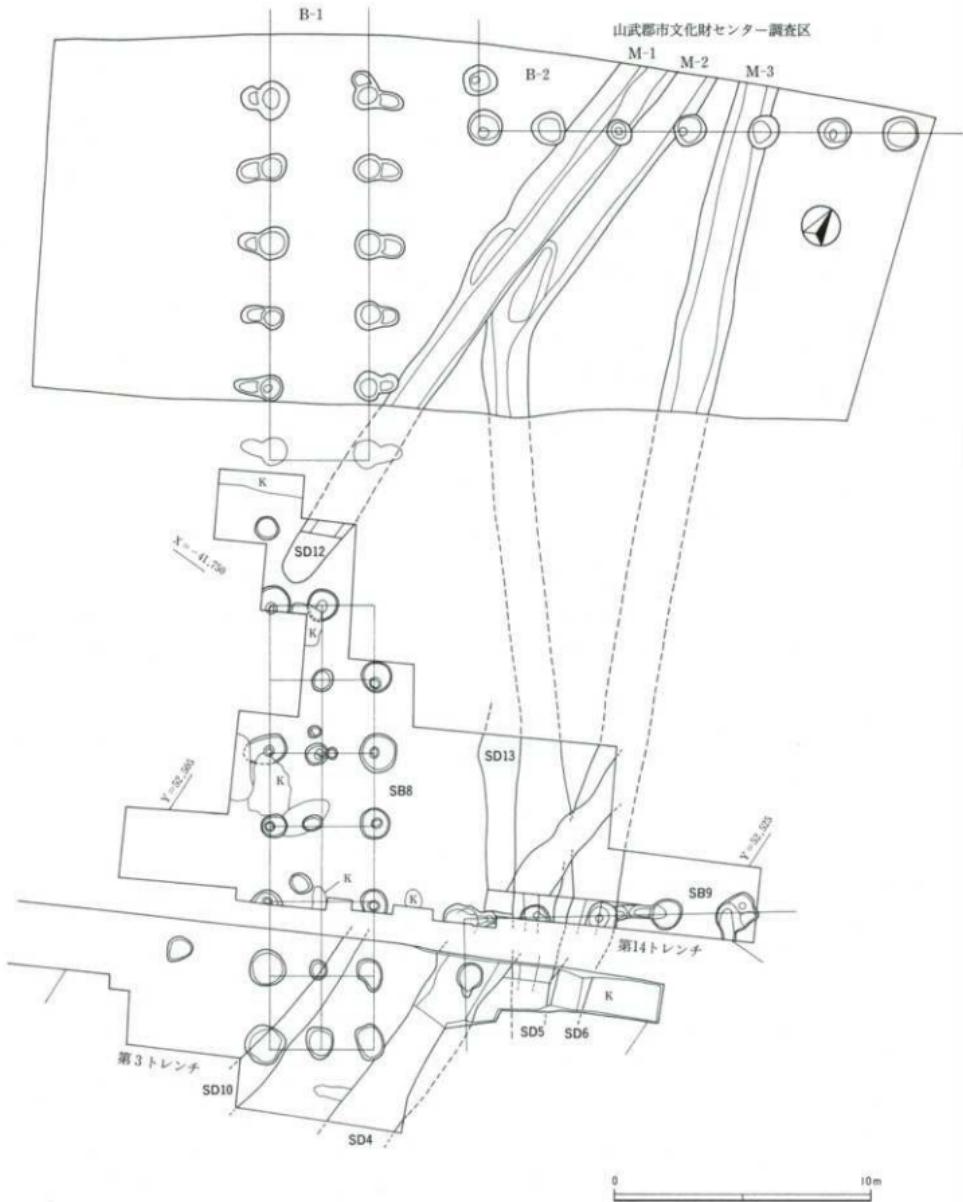
これらの建物群はコの字形に配置されていることが分かる。B-1^①とB-2は直角の位置にあり、SB8とSB9も1.5度の軸の振れがあるものの、ほぼ同様である。B-1とSB8は直線上に並んで見られ、両者の間には5.7m前後の距離があると推測される。この距離は、9.5尺の2間分になる。B-1と2.1m前後離れてB-2が並び、SB8とSB9の距離は1.8mであり、非常に企画された配列であることが分かる。

SB8とB-1の桁行の柱間については同様に9.5尺を基本としているが、梁行についてはSB8が4.2mで、B-1が3.9mであり、違いが認められる。また、SB9とB-2の桁行の柱間については同様に9尺であり、類似したものとなっている。

なお、B-1とSB8の中間（両者からともに9.5尺分離れた距離）に円形で85cm×90cmの掘形が存在する。これについては、SB8に含めて考えるか、B-1とするか判断に苦しむところである。しかしながら、B-1であれば柱抜取り痕が顕著に認められるはずである。また、SB8に含むとするとSB8で検出した径が115cmで、深さ75cmのPit.2を側柱ではなく、床束と考えることになるので、可能性が少ないと判断した。あるいはSB8とB-1を結ぶ辯の可能性も存在するのではなかろうか。

これらの建物配置は、東側にも同様な長屋建物が並ぶ可能性を予見させる。すなわち、口の字形配置になる可能性も認められるのである。これら建物群は、大型で長方形の建物群であること、ほぼ同軸でコの字形に建物跡が見られること、周囲に掘立柱建物跡が見られず、中心部に大きな空閑地が存在すること、周辺から遺物がほとんど検出できること、SB8・B-1とほぼ同軸の大型溝SD1との関連性等から考へるならば、郡庁域の可能性も想定されるであろう。

しかしながら、B-1とSB9には柱の抜取り痕若しくは建替えの痕跡が認められるが、SB8とB-2には建替えの痕跡が認められないという問題が残されている。すなわち、これらの建物跡が同時期に4棟そろって存在したかがいまだ不明なのである。また、SB9の掘形の形状が隅丸方形に近い形状に対し、ほかの遺構の掘形が円形であることも不安要素である。このような状況で建物跡群の機能・性格を決



第13図 SB8・9、B-1・B-2配置想定図

定するのは尚早であると考えられ、さらなる調査の進展を待つて結論を出す必要があろう。S B 9 の規模把握及びこれら遺構の東側部分の解明が望まれる。

3 遺跡の性格と範囲について

これまでの調査によって判明した遺構群を整理すると、以下に列記するとおり本遺跡の官衙としての特質が次第に浮かび上がる。

1. 掘立柱建物跡については、第1表から明らかなように規模が大きく、桁行が10mを越すものが大部分であり、5間×3間や2間×6間の建物があり、桁行5間以上のものも存在すること。梁行2間の長屋建物については官衙に多く見られるものであり、今回の調査で明確に検出できたことは、意義が大きいと考えられる。

2. 建物の柱間寸法についても、7尺以下のものは現在までのところ存在せず、7尺・8尺・9尺・9.5尺・12尺・13尺のものが見られ、完数尺で割り切れるものが多い。一般の集落跡で通有に見られる6尺(1.8m)前後の柱間の掘立柱建物跡と比較するとかなり長大な建物群である。

3. 柱掘形の1辺が1m以上の中のものが多く、S B 1 のように1.5m前後のものも存在すること。

4. 建て替えが顕著に認められ、5時期の切り合いが認められる地点も存在し、恒久的な施設としての性格を示しているものがあること。

5. 基壇を有する建物があること。3基の存在が知られ、それらは正倉の可能性が考えられる。

6. 溝や棚列などで周囲や内部を区画している可能性が認められること。とくに溝SD 1 の方位が、今回検出した2間×6間のS B 8 とほぼ同様であったことは非常に興味深い問題を提示している。この溝跡の西側に見られるS A 2 とS B 8との距離は直線で54mであり、約半町に相当する。このSD 1 については第14トレンチ周辺域建物群の大きな区画溝である可能性が高いと考えられるのである。

7. 建物の柱筋や棟通りがそろっている可能性が見られること。これについては、前回の調査では不明瞭であったが、S B 8・9の検出とB-1・B-2の位置がほぼ確定したことにより、建物がそろって建てられていることが明瞭になった。さらには棟間距離を完数尺としている可能性も高いことが明らかとなつた。

8. 掘立柱建物跡の方位が3群にほぼ統一されていること。

第1表 掘立柱建物跡一覧表

建物	規模	主 軸	桁行長	梁行長	柱間寸法	柱 穴	備 考
S B 1	5間×3間	N-5°-E	18.0m	8.1m 後に7.2m	12尺／9尺 後に8尺	1.5m 後に0.9m	3時期の変遷あり
S B 2		N-14°～20°-W			7尺／	1.0m～1.2m	
S B 3		N-18°-W			8尺／	0.65m	
S B 4	4間以上	N-8°-W	9.6m以上		9尺／8尺	1.1m～1.2m	
S B 5		N-20°前後-W				0.9m～1.1m	
S B 8	2間×6間	N-33.5°-W	17.0m	4.2m	9.5尺／7尺	0.9m～1.45m	束柱がある
S B 9	4間以上	N-35°-W	10.8m以上		9尺／7尺	0.95m～1.2m	
S B 10	3間以上	N-6°-W	8.5m以上		9.5尺／8.5尺	0.7m～0.9m	
S B 11		N-18°-W			9尺／	0.5m～0.6m	
S B 12	5間以上	N-18°-W	14.2m以上		9.5尺／	0.78m～1.0m	
B-1	5間以上×1間	N-33.5°-W	14.2m以上	3.9m	9.5尺／13尺	0.8m～1.5m	方位は推定値
B-2	6間以上	N-33.5°-W	16.2m以上		9尺／7尺	0.95m～1.3m	方位は推定値

掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を表記した。なお、欠番のS B 6・7については基壇建物である。

9. 一つの区画の中に造営された建物群の方位が一定していること。

10. 壺穴住居跡と掘立柱建物跡群が混在していないこと。

以上、廂付建物が未検出などを除けば、今回の調査ではほぼ遺構としては官衙遺跡である要件を満たしていると考えができるようになった。

遺跡の範囲（第2・3図参照）については、南限は今回の調査で、第12トレンチ周辺には浅い谷が入ることが判明し、第11トレンチに南限溝と考えられる溝S D14を検出したことから、第11トレンチ南端付近と捉えられる。西限については、第9トレンチで掘立柱建物跡が見られず、奈良時代と平安時代の壺穴住居跡各1軒を検出したことから、この付近までは掘立柱建物跡が分布しない可能性が認められる。第10トレンチ内の東端部に掘立柱建物跡の柱掘形をまとめて検出しているので、この東端付近に西側の境がある可能性が指摘できる。

北方については、昨年度に第1トレンチ内から大型の柱掘形を1基検出したのみであり、掘立柱建物跡の広がりは認められず、現在までに判明している北限はS D11付近である。東側については、第2トレンチから掘立柱建物跡の柱掘形と重複して基壇跡を2基検出しており、ここまででは確実に遺構が広がることが判明している。さらにこのトレンチの北東170m地点には、基壇跡と考えられる掘込地業が確認できるので、おそらく東側については、これよりもさらに伸びるであろう。

現在までに把握した遺跡の広がりは、南北の距離については、第1トレンチ南部のS D11から、第11トレンチのS D14までであり、直線距離は127mである。また、東西の距離は、第10トレンチの東端から第2トレンチb区まで255mを測り、さらにY字路の断面に見られる掘込地業遺構まで含めると420mを越す規模となる。

4 結語

調査の成果を総括すると、前回同様に具体的な官衙を示す遺物の検出が見られないという点を除けば、さらに官衙である蓋然性が高まったと考えられる。現在までに判明した遺跡の規模は、東西が4町弱、南北が1.5町程度と推定され、50,000m²以上に達する。

郡衙域の規模については、40,000m²以上の面積を有するという傾向が指摘²⁾されている。遺跡の規模及び建物群の企画性・規模、そして郡寺と考えられる真行寺庵寺跡から最短で250mの距離という地理的・歴史的環境を勘案するならば本遺跡は郡衙跡として認識できるであろう。

郡衙の中心域である郡庁については、いまだ不明な点が多いものの、第14トレンチ付近に、ある時期の重要な建物跡群が存在する可能性も考えることができるようにになった。この区域の掘立柱建物跡の配置については、コの字形若しくはロの字形になる可能性が高いと考えられる。今後は、中心域の実態をさらに把握し、各遺構群の機能を解明して行かなければならないであろう。

注

1 B-1・B-2の建物の推定線については、報告書の1/100の遺構図に線がなかったので、筆者が線引きしたものである。これに関する責任はすべて筆者にある。

2 山中敏史 1994 「第五節 郡衙付属施設と郡衙の規模 第一章 郡衙の構造と機能」「古代地方官衙遺跡の研究」 稲書房

写 真 図 版



第9トレンチ左：
(南から)



第9トレンチ遺物出土状況：右
(南東から)



第10トレンチ：左
(東から)



S I 12・13：右
(南東から)



第10トレンチ柱掘形群：左
(南西から)



第10トレンチPit. 10：右
(西から)



第12トレンチ：左
(南東から)



第12トレンチ断面：右
(西から)



第15トレンチSD 1
(南東から)



第11トレンチ
(南から)



SD14：左
(南から)
SD14断面：右
(西から)



SB12：左
(北から)
SX1・2：右
(北から)

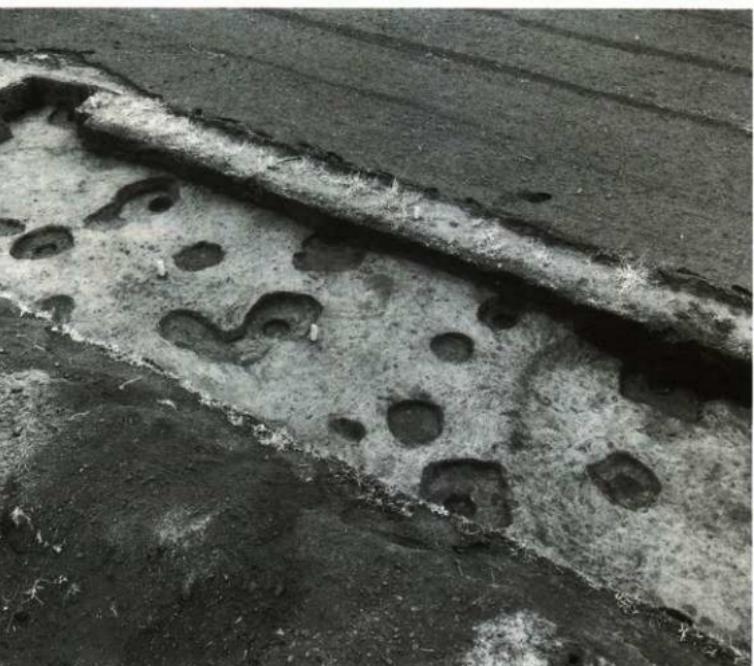


SX1：左
(東から)
SX2：右
(東から)





第13トレンチ
(東から)



S B10・II、S I 19
(北西から)



S B10:左
(北から)



S X 4:右
(南東から)



第14トレンチ S B 8・S D12
(北西から)



S B 8 Pit. 3・4・6・7：左
(南東から)



S B 8 Pit. 1：右
(北から)



S B 8 Pit. 5：左
(南東から)



S B 8 Pit. 12：右
(北西から)



S B 8 Pit. 6：左
(南から)



S B 8 Pit. 6断面：右
(南東から)



S B 9、S D 4~6・13
(西南から)



S B 9 Pit. 1 : 左
(西南から)



S B 9 Pit. 2、S D 5 : 右
(北西から)



S B 9 Pit. 4 : 左
(南西から)



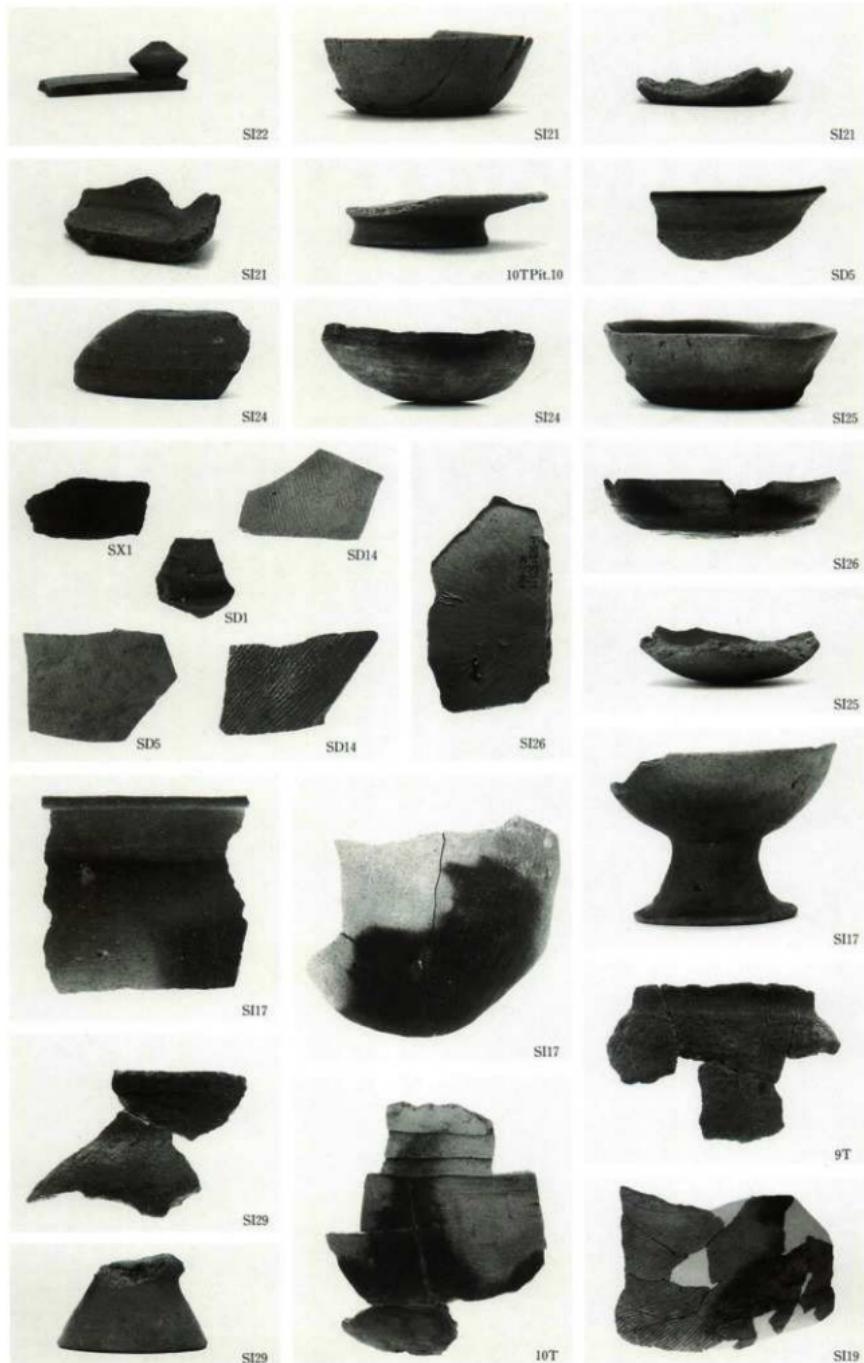
S B 9 Pit. 3 : 右
(北西から)



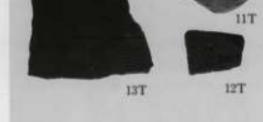
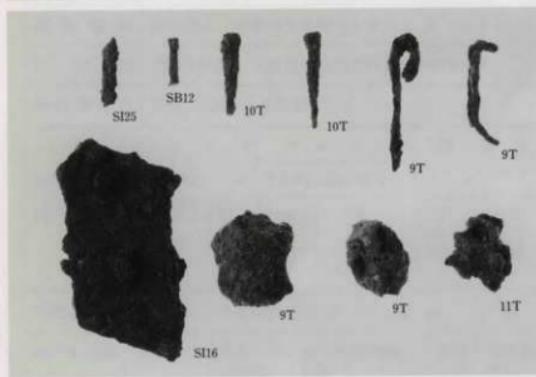
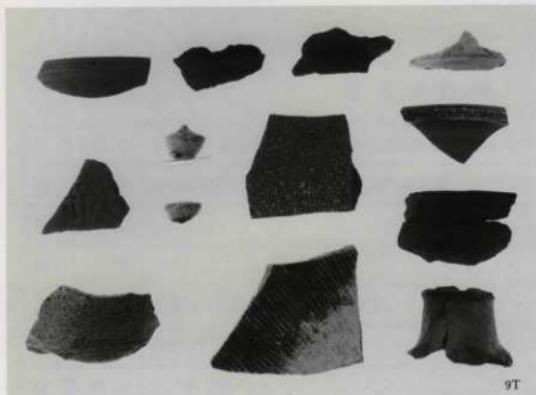
S B 9 Pit. 5 : 左
(西から)



S D 12 : 右
(南東から)



出土土器



出土土器・瓦・鐵製品・鐵滓

報告書抄録

ふりがな	なるとうまちしまとひがしいせきだいにじはっくつちょうさほうこくしょ						
書名	成東町鷲戸東遺跡第2次発掘調査報告書						
副書名							
巻次							
シリーズ名	千葉県文化財センター調査報告						
シリーズ番号	第375号						
編著者名	小林信一						
編集機関	財団法人 千葉県文化財センター						
所在地	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡809番地の2				Tel 043-422-8811		
発行年月日	西暦 1999年5月31日						

ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
しまとうりがし 鷲戸東 遺跡	さんごくとうりがし 山武郡成東町 しま戸406-1ほか	12404 006	35度 37分 18秒	140度 24分 45秒	19981001～ 19981030	527	国庫補助 事業による学術調査
所取遺跡名		種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項
鷲戸東遺跡		官衙	奈良・平安時代	掘立柱建物跡 溝跡 竪穴住居跡	5棟 7条 2軒	須恵器・土師器 墨書き器・転用硯瓦・鉄製品・鉄滓	大型掘立柱建物跡を検出した。
		集落	弥生時代 後期	竪穴住居跡	3軒	弥生土器	
			古墳時代	竪穴住居跡	13軒	土師器・須恵器 鉄製品	

千葉県文化財センター調査報告第375集

成東町嶋戸東遺跡第2次発掘調査報告書

平成11年5月31日発行

発行 財團法人 千葉県文化財センター

四街道市鹿渡809番地の2

印刷 株式会社 弘文社

市川市市川南2丁目7番2号

本報告書は、千葉県教育委員会の了承を得て
増刷したものです。